

セグメント会計における報告セグメント 決定プロセスの問題点

渡 辺 剛

まえがき

- 1 わが国セグメント情報開示の課題
 - 2 IFRS8号改正の動向
 - (1) 報告セグメントの決定プロセス
 - (2) 事業セグメントの集約に関する追指針
 - 3 報告セグメント決定プロセス透明化の必要性
- あとがき

ま え が き

2008年3月に財務会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）が企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を公表し、2010年4月1日以降開始の事業年度より施行されている。この新基準は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）のセグメント会計基準¹⁾（以下、「IFRS8号」という）とのコンバージェンスを行い、マネジメント・アプローチを取り入れた点が大きな特徴である。

一方、コンバージェンスの対象となったIFRS8号は、発効後にIASBがレ

1) International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standard 8: Operating Segments*, November 2006 (IFRS財団編, 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準』, IFRS第8号「事業セグメント」)。

ビューを行い、その効果および影響を調査し、2013年7月に「実施後レビュー：IFRS8号オペレーティング・セグメント（*Post-implementation Review: IFRS 8 Operating Segments*）」を公表した。同様のレビューは、アメリカのセグメント会計基準²⁾に関しても行われ、財務会計基準財団（Financial Accounting Foundation: FAF）³⁾が2012年12月、「実施後レビュー報告書 FASB ステートメント131号－企業のセグメントに関する開示および関連情報－（*Post-Implementation Review Report—on FASB Statement No.131, Disclosure about Segments of an Enterprise and Related Information—*）」を公表している⁴⁾。残念ながら、わが国においては、IASB および FASB のような実施後レビューは行われていない。しかし、筆者は、新基準施行後2回の実態調査を行い、わが国の新セグメント会計基準が必ずしもセグメント情報の開示を量的および質的に改善することに役立っていないことを指摘した⁵⁾。

IASB は、実施後レビュー後、実施後レビューであがった検討事項に関し

2) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 131: Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, June 1997.

3) FAF は、FASB の活動を監視する役割を有する。SFAS131号のみならず、FASB が公表する基準をレビューしている。FAF ホームページ (<http://www.accountingfoundation.org/home>) 参照。

4) FASB は、この FAF の報告書に対して回答を行っている Financial Accounting Standards Board, *Response to the Financial Accounting Foundation's Post-Implementation Review Report—on FASB Statement No.131, Disclosure about Segments of an Enterprise and Related Information*, dated December 21, 2012, February 19, 2013, p.6. International Accounting Standards Board, *Post-implementation Review: IFRS 8 Operating Segments*, July 2013. したがって、実質的に FASB もレビューを行っているといえよう。両レビューに関しては、拙稿「セグメント会計基準の実施後レビューの概要と課題」福岡大学商学論叢、第 58 巻第 4 号（2014 年 3 月）を参照されたい。

5) 拙稿「わが国におけるセグメント情報開示の実態と課題」福岡大学商学論叢、第 58 巻第 3 号（2013 年 12 月）および「わが国におけるセグメント情報開示の現状と課題」福岡大学商学論叢、第 59 巻第 4 号（2015 年 3 月）を参照されたい。その他にも先行研究（中野貴之「セグメント情報開示の実態－マネジメント・アプローチ導入前と導入後の比較検証」企業会計、第 64 巻第 11 号（2012 年 11 月）および増田直、織田裕美、太田純江「平成 23 年 3 月期有価証券報告書にみるセグメント情報に関する開示事例」旬刊経理情報、1297 号（2011 年 11 月））で実態調査がなされている。

て追加調査を行い、改正案の作成作業を進めている⁶⁾。本稿は、この IFRS8 号の改正の動向を報告セグメントの決定を中心に概観し、わが国の報告セグメント決定プロセスの問題点を再検討することを目的としている。

1 わが国セグメント情報開示の課題

わが国のセグメント会計基準が施行されて5年余りが経過しているが、筆者はその間2回の実態調査を行っている。両調査共に調査対象企業は、日経平均225に採用されている企業（2013年3月31日現在）を対象とした。ただし、225社の内、FASB 基準および IFRS で連結財務諸表を作成している SEC 登録企業（28社）および合併により通年の有価証券報告書を入手できなかった企業（1社）は除いたため、実際の調査対象企業は196社（金融業を含む）であった。

第1回調査は、2010年4月1日以降の決算において各社が最初に新基準を採用した決算期の有価証券報告書を調査対象とした。ただし、実際に使用しているデータは、旧基準に従って作成された期のセグメント情報を修正再表示したものを使用した⁷⁾。第2回調査は、2013年度（一部2012年度）の有価証券報告書を対象としている。

6) IASB, *Staff Paper* “Post-implementation Review of IFRS8 Operating Segments”, May 2015 (<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2015/May/API2C-IFRS-Implementation-Issues-PIR-of-IFRS-8.pdf>). このスタッフ・ペーパーに関しては、富田真史「IFRS 第8号『事業セグメント』の適用後レビュー結果を受けた改正案の検討状況」週刊経営財務、3224号（2015年8月17日号）でも紹介されている。

7) 新基準においては、適用初年度において、当該年度のセグメント情報に加えて、前年度のセグメント情報（旧基準に準拠して作成されたもの）および前年度のセグメント情報を新基準に準拠して修正再表示することを求めている（第36項）。なお、先行研究（中野貴之「セグメント情報開示の実態—マネジメント・アプローチ導入前と導入後の比較検証」企業会計、第64巻第11号（2012年11月）、88-96頁）においても同様に適用初年度における前年度の修正再表示セグメント情報が用いられている。

調査の結果、新基準に関するいくつかの事実が明らかになったが、ここでは、セグメント情報の有用性および開示情報量を大きく左右する次の2点を取り上げる。第1に、セグメント情報の非開示企業数であり、第2に、開示セグメント数である。

①非開示企業数

セグメント情報の非開示企業数は、第1回調査では13社であり、第2回調査では14社であった。旧基準では非開示企業数は8社であったことから、改善されたとは言いがたい。新基準公表の目的の1つには、非開示企業を減らすことがあったが（企業会計基準第17号「検討の経緯」、第42項および第43項）、結果的には、逆に増やすことになってしまった。

図表1：セグメント情報非開示企業

| (施行初年度) 非開示企業：13社 | | (直近年度) 非開示企業：14社 | |
|-------------------|----------------|------------------|-----------------|
| 旧基準非開示企業： 4社 | 旧基準開示企業： 9社 | 旧基準非開示企業： 4社 | 旧基準開示企業： 10社 |

(出所：拙稿「わが国におけるセグメント情報開示の現状と課題」福岡大学商学論叢、第59巻第4号（2015年3月）、381頁。)

②開示セグメント数

開示セグメント数は、旧基準では3種類のセグメント情報の開示が求められていたが、新基準では、1種類のセグメント情報の開示しか求められていないので、単純比較することはできない。そこで旧基準の事業の種類別セグメントに対して新基準の製品・サービス別セグメント（「製品・サービス別セグメント」という名称は筆者が分類のために便宜的につけたものがあるが、内容は、旧基準の「事業の種類別セグメント」に近い）、所在地別セグメントと地域別セグメントという形で比較する。

図表 2：開示セグメント数（セグメント情報非開示企業を含む）

| | | 第 1 回調査 | 第 2 回調査 |
|------------------|-------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------|
| (旧基準)事業の種類別セグメント | 588 (168社開示 1社平均3.5) | (新基準)製品・サービス別報告セグメント 645 (157社開示 1社平均4.1) | 630 (156社開示 1社平均4.0) |
| (旧基準)所在地別セグメント | 382 (117社開示 1社平均3.3) | (新基準)地域別報告セグメント 31 (8社開示 1社平均3.9) | 32 (8社開示 1社平均4.0) |
| (旧基準)海外売上高セグメント | 314 (135社開示 1社平均2.3) | (新基準)マトリクス型報告セグメント 70 (13社開示 1社平均5.4) | 72 (13社開示 1社平均5.5) |
| | | (新基準)その他 19 (5社開示 1社平均3.8) | 16 (5社開示 1社平均3.2) |
| 合計 | 1,284 | 合計 765 | 750 |

(出所：拙稿「わが国におけるセグメント情報開示の現状と課題」福岡大学商学論叢，第59巻第4号（2015年3月），382頁。）

新基準では、ほとんどの企業が「製品・サービス別セグメント」を開示しており、第1回および第2回調査ともに若干ではあるが、旧基準に比べると新基準の方が開示セグメント数が多い。また、旧基準の所在地別セグメントと新基準の地域別報告セグメントとを比較すると、やはり新基準の方が若干開示セグメント数が多い。

調査結果によれば、新基準の方が若干開示セグメント数が増えているといえるが、期待されたほどの効果はないといえよう。開示セグメント数（非開示=0を含む）は、開示されるセグメント情報の量のみならず質（有用性）も左右することから、重要な問題であるといえる。なぜそのような結果になってしまったのであろうか。その最大の原因は、開示セグメント数を左右する報告セグメントの決定プロセスにあるといえよう。

同様の問題は、IASB および FASB の実施後レビューでも取り上げられている⁹⁾。FASB に関しては、セグメント会計基準を改正する動きは見られないが、IASB は、IFRS8 号の改正の方向で作業を進めている。わが国のセグ

メント会計基準は、IFRS8号とコンバージェンスされ、ほとんど同じ基準となっている。したがって、IFRS8号が改正されれば、わが国の基準もコンバージェンスのために改正される可能性が高いことから、このIFRS8号の改正の動向をみとみる。

2 IFRS8号改正の動向

(1) 報告セグメントの決定プロセス

IFRS8号の改正の検討状況を見る前に、ここで改めて問題となっているIFRS8号における報告セグメントの決定プロセスの概要をみとみる。

IFRS8号では、事業セグメント (operating segment) に関する情報の開示が求められる。事業セグメントとは、「①収益を稼得し、費用が発生する (同一企業の他の構成単位との取引に関連する収益および費用を含む) 事業活動を営み、②その事業業績が個々のセグメントの業績評価のために、またそのセグメントへの資源配分を決定するために、企業の最高経営意思決定者によって定期的に見直しが行われ、かつ、③固有の財務情報が利用可能である、企業の一つの構成単位である」(IFRS8号、5項)と定義される。

報告セグメントは、①まずこの事業セグメントが管理報告システムに基づいて識別され (マネジメント・アプローチ)、次に、②類似の事業セグメントが集約され、最後に、③量的基準のテストを満したものが報告セグメントとされる。

②類似の事業セグメントを集約することが認められるには、次の2つの

8) International Accounting Standards Board, *Post-implementation Review: IFRS 8 Operating Segments*, July 2013, p.23. Financial Accounting Standards Board, *Response to the Financial Accounting Foundation's Post-Implementation Review Report—on FASB Statement No.131, Disclosure about Segments of an Enterprise and Related Information*, dated December 21, 2012, February 19, 2013, p.4.

条件を満たさなければならない。第1に、集約しようとするセグメントが、類似の経済的特徴を有していることが必要である（IFRS8号，12項）。IFRS8号では、売上総利益率が財務業績の類似性の例としてあげられている（IFRS8号，12項）。第2に、次のaからeのすべての点で類似していなければならない（IFRS8号，12項）。

- a 製品およびサービスの性質
- b 生産過程の性質
- c 製品およびサービスの顧客の種類または層
- d 製品の引渡しまたはサービスの提供に用いられる方法
- e 場合によっては規制環境の性質。例えば、銀行、保険または公益事業など

これらの条件を満たした事業セグメントは集約することが認められる。次にこのようにして識別・集約されたセグメントのうち、次のaからcの量的基準を満たすセグメントは、報告セグメントとされる（IFRS8号，13項）。

- a 当該セグメントの収益（外部顧客への売上およびセグメント間の売上または移転の合計額）が、全セグメントの内部および外部からの収益の総額の10%以上である。
- b 当該セグメントの利益または損失の絶対額が、次の(i)または(ii)の絶対値の10%以上である。
 - (i) 利益を計上しているセグメントの利益合計額
 - (ii) 損失を計上しているセグメントの損失合計額
- c 当該セグメントの資産が全セグメントの資産の合計額の10%以上である。

仮に上記量的基準を満たさない事業セグメントがある場合には、類似の経済的特徴を有し、かつ12項の条件の過半数を満たす場合には、それを結合して報告セグメントとすることができる（14項）。

報告セグメントの決定において最後の段階である量的基準テストは、客観的数値で決定することができるため、恣意性の介入する余地は少ない。重要なのは、①事業セグメントの識別および②事業セグメントの集約である。IASBの実施後レビューでは、この②報告セグメントの集約が不適切ではないかという意見が多くみられたことが報告され、今後の検討事項とされている⁹⁾。

(2) 事業セグメントの集約に関する追加指針

IASBは、実施後レビュー後、事業セグメントの集約に関する追加指針をIFRS8号に加えることを検討している。IASBの会議のために作成されたスタッフ・ペーパーによれば、事業セグメントを報告セグメントに集約する際、集約が行われ過ぎていてのではないかという意見が実施後レビューおよびその後の追加調査でもみられたという¹⁰⁾。追加調査では、事業セグメントを集約する前提条件の売上総利益率の類似性が適切ではないのではないかという意見が多くみられたという¹¹⁾。すなわち、売上総利益率は結果的に同じになることが有り得、必ずしも類似の経済的特徴を表さないということである¹²⁾。そこで、類似の経済的特徴の例示を増やすことによって不適切な集約が減少するのではないかという意見が多数みられたとされる¹³⁾。しかし、一方で、IASBスタッフがFASBスタッフと協議したところ、FASBスタッフは、こ

9) IASB, *op.cit.*, p.23.

10) IASB, *Staff Paper*, par. 40.

11) *Ibid.*, par. 43.

12) *Ibid.*

13) *Ibid.*

の類似の経済的特徴の明確化を過去に試みたがうまくいかなかったという経験から、例示の増加には否定的であった¹⁴⁾。逆に例示を増加することによって、実務が変化し、多様性が増すのではないかという懸念が示された¹⁵⁾。

IASB スタッフは、検討の結果、FASB スタッフの助言を考慮しつつ、類似の経済的特徴の例示を増やすことを決めた。具体的には、売上総利益率に加えて、通貨、インフレーションまたは市場の類似性があげられている¹⁶⁾。このIASB スタッフの提言は、2015年5月19日のIASB の会議に提出され、満場一致で賛成され、暫定的な結論とされた¹⁷⁾。今後、IFRS8 号修正のための公開草案が公表されることになる。

3 報告セグメント決定プロセス透明化の必要性

このように、わが国のセグメント会計基準のコンバージェンスの対象となったIFRS8 号が修正されることとなれば、当然、わが国のセグメント会計基準も改正されることになると思われる。上述したように、わが国においても新基準適用後、開示セグメント数がさほど増加しておらず、はたして報告セグメントが適切に決定されているのかということが懸念される。とりわけ、IASB の実施後レビューでは、単一セグメントとする企業がほとんどなくなるとされているのに対し¹⁸⁾、わが国の場合には逆に増加している点が強く懸念される。

IASB は、報告セグメント決定プロセスをより適切なものとするために事業セグメントを集約するための要件をより明確化すること（例示の増加）で

14) *Ibid.*, par. 45.

15) *Ibid.*

16) *Ibid.*, par. 47.

17) IASB, *IASB Update*, May 2015

(<http://media.ifrs.org/2015/IASB/May/IASB-Update-May-2015.pdf>).

18) IASB, *Post-implementation Review: IFRS 8 Operating Segments*, July 2013, p.18.

対応しようとしている。はたして同じアプローチでわが国においても同じ効果が得られるのであろうか。これを報告セグメント決定プロセスの①事業セグメントの識別および②事業セグメントの集約の2段階に分けて検討してみたい。以下、わが国のセグメント会計基準に従って検討する。

①事業セグメントの識別

事業セグメントの識別は、事業セグメントの定義（セグメント会計基準、6項）¹⁹⁾により、企業の経営管理上の区分単位によって決められるはずであるため、ある程度客観的に識別されるはずである。そうであるとすれば、たとえ一種類の事業を行っていたとしても、かなり多くの事業セグメントが識別されるはずである。例えば、家電販売事業であれば、実店舗での販売とインターネット上の店舗販売とを区分して管理している可能性がある。その場合、実店舗販売部門とインターネット販売部門という事業セグメントが識別されることになる。また、証券販売においても、顧客が法人か個人かで区別していれば、法人部門と個人部門という事業セグメントが識別されることになる。

要するに、事業活動の種類と識別される事業セグメントとは関係がないのである。わが国では、operating segmentを「事業セグメント」と訳しているため、旧基準の「事業の種類別セグメント」がイメージされているおそれがあるが、事業セグメントは「事業の種類別セグメント」とは全く関係がない。もちろん、事業の種類別に経営管理されていれば、結果的に事業セグメントが「事業の種類別セグメント」と同じものになる可能性はあるが、それはあくまでも結果としてであり、事業セグメントは、事業の種類を意味していな

19) 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件の全てに該当するものをいう。(1)収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する費用及び収益を含む。）(2)企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの(3)分離された財務情報を入手できるもの(6項)

いし、事業の種類別に識別しようとしているわけでもない。

そもそもセグメント情報の開示目的は、セグメント会計基準の基本原則で示されている。そこでは、「セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。」（4項）とされている。ここで、「様々な事業活動」とあるのは、事業の種類を意味しているわけではない。同じ種類の事業であっても、販売手法や販売市場が異なれば、異なる事業活動として識別されるはずである。それゆえに集約基準において販売市場、販売手法、顧客の種類等が異なれば集約することが認められていないのである²⁰⁾。

かかる理解が正しいとすれば、セグメント情報を開示していない企業がその理由として「単一事業」であることをあげるのは理由として正確ではないといえよう。もしも単一であるというならば、それは事業ではなく、「事業セグメント（または報告セグメント）」のはずである。「単一事業」を理由としてセグメント情報を開示しない企業は、セグメント情報の開示目的が事業の多角化の状況を明らかにすることから事業活動の多様化の状況を明らかにすることによって変わっていることを理解していないのではないかと懸念される。したがって、わが国においては、セグメント情報の開示目的をより明確にするための追加の指針または説明等が必要であると思われる。

②事業セグメントの集約

わが国において開示セグメント数が大きく増加しなかったのは、セグメン

20) 事業セグメントの集約は、(1)基本原則に反しないこと、(2)経済的特徴が概ね類似していることに加えて、(3)次の全ての要素が概ね類似していることが求められる(11項)。「①製品及びサービスの内容②製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法③製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類④製品及びサービスの販売方法⑤銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境」(11項)。

ト情報の開示目的が十分に理解されていないおそれがあるという理由の他に、識別された事業セグメントが適切に集約されていないのではないかという懸念がある。

事業セグメントは、企業によっては数百の事業セグメントが識別されても不思議はない。その場合、量的基準により、例えば売上高ならば、売上高が全体の10%以上の事業セグメントが報告対象となるため、最大10前後の報告セグメントに集約または結合されることになる²¹⁾。しかし、実際に開示されている事業セグメントは4程度（図表2参照）であることからすると、はたして集約基準が守られているのかが懸念される。集約基準の要素は、「概ね」類似していれば集約が認められる。しかし、どの程度が「概ね」なのかが明確ではないことから、その決定には経営者の恣意性が介入する余地が高いといわざるを得ない。実際、報告セグメントに属する製品およびサービスの種類²²⁾をみても、それが集約基準を満たしているとはどうてい思えないものも多々ある。

IFRS8号では、類似の経済的特徴および集約基準の要素に関して「概ね」という表現は付されていない。「概ね」という表現はいたずらに曖昧さを増幅するものであることから、使うのであれば、明確に何%以上と明記すべきであるし、それができないのであれば使うべきではないと思われる。

しかし、IASBのように集約基準をより明確にするために例示を増やしたとしても、実際に集約基準がチェックされて集約が適切に行われるとは限らない。結局、集約における経営者の恣意性を排除することは非常に困難であると思われる。そうであるとすれば、重要なことは、できる限り報告セグメ

21) 量的基準を満たさない事業セグメントは、経済的特徴が概ね類似し、かつ11項(3)の集約要素の過半数が概ね類似している場合には、該当する事業セグメントを結合して報告セグメントとすることができる(14項)。

22) 報告セグメントは、その決定方法(製品・サービス別等)および複数の事業セグメントを集約した場合にはその旨を記載すると共に各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類を開示することが求められている(18項)。

ントの決定プロセスを透明化することであると思われる。そうすることによって、経営者の恣意的な判断が介入することを防止することができ、情報利用者も疑念を持たずに情報を利用することができるのではないだろうか。

そこで、報告セグメント決定プロセスに関して、次の2点を明確にすることを提言する。第1に、識別された事業セグメントの数および名称を開示することである。まず、事業セグメント数を開示することによって、事業セグメントの識別が適切に行われたことが明らかになり、具体的な名称を明らかにすることによって、事業活動の内容を把握することができる。もちろん、数百の事業セグメントの名称を開示することは不可能であると思われるので、10ないし20程度で構わないが、それでも有用な情報となり得るであろう。第2に集約基準の要素をどう満たしているのかをより具体的に開示することである。例えば、アルコール飲料とノンアルコール飲料が同じセグメントに集約されるとすれば、それは、集約基準をどう満たしているのかを明らかにする必要があるであろう。それも数百の事業セグメントに関しては無理であると思われるので10程度の事業セグメントに関して説明されればよいと思われる。基準では、集約した場合にはその旨を明らかにすることとされているが（18項）、それだけでは不十分であるといえよう。

この2つの追加情報の開示によって、報告セグメント決定プロセスは相当に透明化されるものと思われる。報告セグメントの決定は、セグメント情報の量および質を大きく左右するものであることから、その透明化が強く求められる。

あ と が き

マネジメント・アプローチを採用した新しいセグメント会計基準がわが国で施行されて5年が経過しているが、セグメント情報の開示実態は、限定さ

れた調査の結果とはいえ、必ずしも期待したとおりにはいかず、何らかの修正が必要であると思われる。しかし、わが国ではIASBやFASBの行った実施後レビューは行われず、引き続きコンバージェンスを維持するのであれば、IFRS8号改正を受けて、そのままわが国のセグメント会計基準を変更することになるのであろう。その場合、改正が必ずしもわが国におけるセグメント会計の問題点を解決することになるとは限らない。わが国にはわが国の問題点があり、それを解決するための方策が求められているといえよう。

報告セグメント決定プロセスの透明化の必要性は、わが国固有の問題ではないが、セグメント情報を開示しない企業が減少どころか増加しているわが国の場合、喫緊の課題であるといえよう。本稿では2つの透明化の方策を提言した。いずれの方策もさほど作成コストを増加させるとは思えず、企業が既に行っている作業を一部開示するだけのものであると思われることから、実現の可能性は高いものと思われる。IFRS8号改正に合わせてわが国の基準を改正する際には、この透明化のための方策の実現も求められていると思われる。そうすることによって、コンバージェンスが形式的なものではなく実質的なものとなるといえよう。

参考文献

- Financial Accounting Foundation, *Post-Implementation Review Report—on FASB Statement No.131, Disclosure about Segments of an Enterprise and Related Information*, December 2012.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.131: Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, June 1997.
- Financial Accounting Standards Board, *Response to the Financial Accounting Foundation's Post-Implementation Review Report—on FASB Statement No.131, Disclosure about Segments of an Enterprise and Related Information, dated December 21, 2012*, February 19, 2013.
- International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standard 8: Operating Segments*, November 2006 (IFRS財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳『国際財務報告基準』、IFRS第8号「事業セグメント」)。

International Accounting Standards Board, *Post-implementation Review : IFRS 8 Operating Segments*, July 2013.

International Accounting Standards Board, *Staff Paper* “Post-implementation Review of IFRS8 Operating Segments”, May 2015.

(<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/2015/May/AP12C-IFRS-Implementation-Issues-PIR-of-IFRS-8.pdf>)

Kenneth R.Bunce, “It’s Time to Implement Segment Disclosures—Act now ; the clock is ticking,” *Journal of Accountancy*, January 1999.

窪田真之「新基準での情報充実はメリット大 新セグメント情報を投資家はこうみる」旬刊経理情報, 1182号(2008年5月)。

富田真史「IFRS第8号『事業セグメント』の適用後レビュー結果を受けた修正案の検討状況」週刊経営財務, 3224号(2015年8月17日号)。

中野貴之「セグメント情報開示の実態—マネジメント・アプローチ導入前と導入後の比較検証」企業会計, 第64巻第11号(2012年11月)。

二宮正裕「企業会計基準17号・適用指針20号『セグメント情報等の開示』の解説」旬刊経理情報, 1182号(2008年5月)。

広瀬義州「セグメント会計基準の論点」企業会計, 第48巻第4号(1996年4月)。

前川武俊「マネジメント・アプローチによるセグメント会計の実務」企業会計, 第60巻第12号(2008年12月)。

牧野幸享「セグメント情報に関する開示規定のポイント」旬刊経理情報, 1297号(2011年11月)。

増田直, 織田裕美, 太田純江「平成23年3月期有価証券報告書にみるセグメント情報に関する開示事例」旬刊経理情報, 1297号(2011年11月)。

拙稿「セグメント・アプローチに基づくセグメンテーションの検討」税経通信, 712号(1996年6月)。

拙稿「セグメント会計におけるマネジメント・アプローチの検討」経理研究, 第41号(1997年11月)。

拙稿「セグメント会計の新潮流とわが国セグメント会計の再検討」商学論叢第44巻第1号(1999年6月)。

拙稿「わが国におけるセグメント情報開示の実態と課題」福岡大学商学論叢, 第58巻第3号(2013年12月)。

拙稿「セグメント会計基準の実施後レビューの概要と課題」福岡大学商学論叢, 第58巻第4号(2014年3月)。

拙稿「わが国におけるセグメント情報開示の現状と課題」福岡大学商学論叢, 第59巻第4号(2015年3月)。

本稿は福岡大学領域別研究の予算を受けた成果の一部である。